

## 売買参加者承認取扱要領

売買参加者の承認については、青森市中央卸売市場業務条例（以下「条例」という。）及び青森市中央卸売市場業務条例施行規則（以下「規則」という。）で定めるところによるほか、この要領により取り扱うものとする。

### （売買参加者の基準）

1 売買参加者の資格は、条例第27条第4項第1号及び第3号並びに第4号に該当しないことを条件とするが、同項第2号に規定する必要な知識及び経験又は資力信用を有する者の認定は、次の基準によるものとする。

- （1） 申請者は、原則として申請時において年齢満20歳以上の者で、市場取扱品目の部類に属する物品について、現に業務を営み、その期間が2年以上（ただし、青果部にあつては1年以上）の経験があること。
- （2） 申請者が法人である場合は、当該法人のため常時売買に参加する者が前号の資格を具備していること。
- （3） 営業資金として50万円以上を有し、市場の当該部類の取引に継続して参加できる者であり、かつ、売買代金の支払いについて保証するものがあること。
- （4） 申請者は、「買出人登録要領」に基づき登録し、買出人証の交付を受けている者（以下「買出人」という。）で、青果部にあつては当該部門の買出人の登録を受けた日から6ヶ月以上経過している者であつて、申請時における過去6ヶ月間の市場取引（青森市中央卸売市場青果部仲卸業者から買い受けた額を言う。）が、200万円以上あり、かつその金額を完済している者であること又は当市場以外の中央卸売市場若しくは地方卸売市場（以下これらを「他市場」という。）の開設者より取引の承認若しくは許可又は買出人の登録を受けた日から2年以上経過している者であつて、過去1年間に当該他市場において青果物等を卸売業者又は仲卸業者から買い受けた実績が200万円以上であり、かつ当該取引に係る債務を完済しており、当市場の適正な流通を阻害するおそれがないと認められる者、水産物部にあつては当該部門の買出人の登録を受けた日から1年以上経過している者であつて、申請時における過去1年間の市場取引（青森市中央卸売市場水産物部仲卸業者から買い受けた額を言う。）が、500万円以上あり、かつその金額及び青森中央卸売市場水産物精算株式会社を通じた買受代金の支払いが完済している者であること。

ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

- （5） 水産物部にあつては、鮮魚を取扱品目とする者は、食品衛生法により所轄の保健所長の許可を受けている者であること。
- （6） 申請者の住所及び店舗の所在地は、原則として青森市内であること。  
ただし、青森市外の者であっても当市場に依存しなければその需要を充足し得ない者で、前各号に該当する者であること。

(副参加者承認範囲)

2 売買参加者の承認は、原則として1店舗1人とするが、規則第39条の規定により副参加者を認めるものとする。

(1) 承認する副参加者の人数は、原則として次の基準によるものとする。

市場取引金額 (年間実績)	副参加者	
	青果部	水産物部
200万円～400万円未満		1
400万円～1,000万円未満	1	1
1,000万円～5,000万円未満	2	2
5,000万円～10,000万円未満	3	3
10,000万円以上	4	4

(2) 副参加者の承認を受けることができる者は次の各号に該当するものでなければならない。

ア 申請時において年齢満20歳以上のもので、成年被後見人、被保佐人又は被補助人でないもの

イ 取扱品目の部類に属する取引業務に2年以上の経験を有する者

(3) 売買参加者が副参加者の承認を受けようとするときは、副参加者承認申請書(規則様式第24号)を提出するものとする。

附 則

(実施期日)

この要領は、平成17年4月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

この要領は、平成26年3月15日から実施する。

附 則

(実施期日)

この要領は、平成28年4月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

この要領は、令和2年6月21日から実施する。